

歯科診療報酬点数表関係

【医学管理：歯科疾患管理料】

（問１）「注10」のエナメル質初期う蝕管理加算は、「フッ化物歯面塗布及び口腔内カラー写真の撮影を行った場合に算定する」となっているが、フッ化物歯面塗布処置と口腔内カラー写真撮影の両方を実施した場合のみ算定できるのか。

（答）管理計画に基づきフッ化物歯面塗布を実施している場合においては、フッ化物歯面塗布を実施しない月においてもエナメル質初期う蝕管理部位の評価及び口腔内カラー写真撮影（必要に応じてプラークコントロール、機械的歯面清掃又はフッ化物洗口指導）を行った場合には、当該加算を算定して差し支えない。

【検査：有床義歯咀嚼機能検査】

（問２）有床義歯を装着していない患者に対して、新たに有床義歯を製作する場合に区分番号「D 0 1 1」有床義歯咀嚼機能検査を算定することはできるか。

（答）算定できる。

この場合においても、新製有床義歯装着前の検査（義歯を装着していない状態の検査）は、新製有床義歯の装着日より前に実施すること。

【病理診断：口腔病理診断料】

（問３）「疑義解釈資料の送付について（その４）」（平成28年６月14日事務連絡）における別添１（問31）の保険医療機関間の連携による病理診断に係る取り扱いについて、口腔病理診断を行い歯科診療報酬点数表の区分番号「O 0 0 0」口腔病理診断料を算定する場合は、「病理診断管理加算」を「口腔病理診断管理加算」と読み替えることができるか。

（答）読み替えることができる。

【施設基準：歯科外来診療環境体制加算、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所】

（問４）「歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散

する細かな物質を吸引できる環境を有していること。」とあるが、 歯科用吸引装置は、歯科ユニット毎に固定式の装置が設置されている必要があるか。

(答) 可動式の歯科用吸引装置であっても、歯科診療所の規模に応じて適切な数が用意されていれば、必ずしも固定式で歯科ユニット毎に設置されている必要はない。